

事業報告書				
医療法人整理番号		00588		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	社会医療法人駿甲会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
	分類②	社団（出資持分なし）		
	分類③	社会医療法人		
	分類④	基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	静岡県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	焼津市	
		町名・番地	大覚寺二丁目30番地の1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成6年6月24日	
	(4) 設立登記年月日		平成6年7月5日	
	(5) 理事長の氏名	姓	甲賀	
		名	智之	
	役員及び評議員の人数	12	理事長を含む人数を記載すること。	
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
静岡県	焼津市	大覚寺二丁目30番地の1	

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	甲賀	智之	理事長 R8.7.16就任
理事	甲賀	啓介	甲賀病院管理者
理事	渡邊	実輝宏	理事就任 R6.1.1
理事	近藤	年昭	市之瀬診療所管理者 就任 R4.4.1
理事	山崎	隆志	藤枝駅前クリニック管理者 就任 R3.4.1
理事	伊藤	育子	元静岡県議会議員 就任 H28.4.1
理事	甲賀	新	介護老人保険施設コミュニティーケア高草管理者 就任R8.4.1
理事	石井	正志	介護老人保険施設コミュニティーケア吉田管理者 就任R4.1.5
理事	窪田	展裕	介護老人保険施設コミュニティーケア大井川管理者 就任R4.4.1
理事	関根	裕司	K O G A クリニック管理者 理事就任 R6.3.1
監事	野又	弘	税理士 監事就任 R1.7.1
監事	増田	洋	監事就任 R5.6.29

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1 : 2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	コミュニティーホスピタル甲賀病院		2215110376	静岡県焼津市大覚寺二丁目30番地の1	349	0	0	0	0	0	0
診療所	市之瀬診療所		2210110413	静岡県賀茂郡南伊豆町市之瀬507番7							
診療所	藤枝駅前クリニック		2215310695	静岡県藤枝市駅前一丁目8番3-201 mikine 2階							
診療所	K O G Aクリニック		2215110640	静岡県焼津市大覚寺二丁目10番10							

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	コミュニティーケア高草		2255180024	静岡県焼津市方ノ上358番地の1	84	115
介護老人保健施設	コミュニティーケア吉田		2255580033	静岡県榛原郡吉田町川尻1700番地の1	100	50
介護老人保健施設	コミュニティーケア大井川		2255180057	静岡県焼津市相川577番1	100	50

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
焼津北訪問看護ステーション		静岡県焼津市相川577番地の1	
コミュニティホスピタル甲賀病院 指定居宅介護支援事業所		静岡県焼津市大覚寺二丁目30番地の1	
コミュニティケア高草 指定居宅介護支援事業所		静岡県焼津市方ノ上358番地の1	
コミュニティケア吉田 指定居宅介護支援事業所		静岡県榛原郡吉田町川尻1700番地の1	
コミュニティケア大井川 指定居宅介護支援事業所		静岡県焼津市相川577番地1	
コミュニティケア藤枝 指定居宅介護支援事業所		静岡県藤枝市藤枝三丁目13番8号	
グループホーム実夢大覚寺		静岡県焼津市大覚寺二丁目19番地の3	
グループホーム実夢静波		静岡県牧之原市静波203番地1	
グループホーム実夢青木		静岡県藤枝市青木二丁目15番5号	
デイサービスコミュニティケア藤枝 通所介護事業所		静岡県藤枝市藤枝三丁目13番8号	
コミュニティビレッジ下小田 小規模多機能型居宅介護事業		静岡県焼津市石津202番地	
コミュニティビレッジ下小田 C 棟 サービス付高齢者向け住宅		静岡県焼津市石津202番地	
コミュニティケア笹間渡 小規模多機能型居宅介護事業		静岡県島田市川根町笹間渡432番地の1	
コミュニティケア西焼津 小規模多機能型居宅介護事業		静岡県焼津市小柳津566番1	
ライフサイエンス研究所		静岡県焼津市三ヶ名1506番6	医学研究の実施

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考
駐車場業	静岡県焼津市大覚寺二丁目22と23	甲賀病院 第3職員駐車場及び第7職員駐車場
すし・弁当・調理パン製造業	静岡県榛原郡吉田町片岡767番1	MEDICAL FOOD CENTER Swift Turtle Co.
すし・弁当・調理パン製造業(給食受託事業)	静岡県榛原郡吉田町片岡767番1	MEDICAL FOOD CENTER Swift Turtle Co.
すし・弁当・調理パン製造業(給食コンサルタント事業)	静岡県榛原郡吉田町片岡767番1	MEDICAL FOOD CENTER Swift Turtle Co.

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年5月15日	① 独立行政法人福祉医療機構の長期運転資金借入申込の承認
令和7年6月26日	① 令和 6 年度決算額の承認
令和8年3月26日	① 令和 8 年度の事業計画(案)及び収支計画(案)の承認
	② 令和 8 年度の借入金額の最高限度額の承認
	③ コミュニティーケア高草の赤坂理理事辞任の承認
	④ コミュニティーケア高草の管理者に甲賀新氏を選任承認
	⑤ 新任理事に甲賀新氏を選任承認
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）		

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
令和7年4月30日	自家用発電装置取替(コミュニティーケア高草)
令和8年1月12日	第一手術室改修工事(甲賀病院)
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式第三号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 社会医療法人 駿甲会

医療法人番号

所在地 静岡県焼津市大覚寺二丁目30番地の1

財 産 目 録

(令和08年03月31日現在)

1. 資 産 額	8,258,984 千円
2. 負 債 額	9,420,617 千円
3. 純 資 産 額	△ 1,161,632 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,168,870
B 固 定 資 産	6,090,114
C 資 産 合 計 (A + B)	8,258,984
D 負 債 合 計	9,420,617
E 純 資 産 (C - D)	△ 1,161,632

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 社会医療法人 駿甲会

医療法人番号

所在地 静岡県焼津市大覚寺二丁目30番地の1

貸 借 対 照 表

(令和08年03月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	2,168,870	I 流 動 負 債	3,752,156
現金及び預金	456,087	本部買掛金	411,822
事業未収金	1,525,254	買掛金	20,470
たな卸資産	83,139	短期借入金	895,802
前払費用	35,603	1年以内返済予定長期借入金	1,511,703
未収金	75,159	リース債務	154,340
立替金	1,988	未払金	1,007
預け金	-	未払費用	504,544
その他の流動資産	1,355	未払法人税等	321
貸倒引当金	△ 9,714	未払消費税等	12,245
II 固 定 資 産	6,090,114	前受金	799
1 有 形 固 定 資 産	5,254,129	預り金	50,917
建物	2,890,445	前受収益	46
構築物	139,887	賞与引当金	188,140
医療用器械備品	148,678	その他の流動負債	-
その他の器械備品	116,452	II 固 定 負 債	5,668,460
車両及び船舶	0	長期借入金	4,737,039
土地	1,388,367	長期リース債務	610,107
建設仮勘定	6,434	退職給付引当金	307,252
リース資産	563,867	その他の固定負債	14,062
2 無 形 固 定 資 産	50,351		
借地権	8,745	負 債 合 計	9,420,617
ソフトウェア	39,797		
その他の無形固定資産	1,809	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	785,634	科 目	金 額
有価証券	170	I 積 立 金	△ 1,161,632
長期貸付金	20,966	設立等積立金	99,000
長期前払費用	98,945	繰越利益積立金	△ 1,260,632
敷金	34,850		
保険積立金	630,593		
保証金	110		
		純 資 産 合 計	△ 1,161,632
資 産 合 計	8,258,984	負債・純資産合計	8,258,984

法人名 社会医療法人 駿甲会

医療法人番号

所在地 静岡県焼津市大覚寺二丁目30番地の1

損 益 計 算 書

(自 令和07年04月01日 至 令和08年03月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		9,916,808
2 事業費用		
(1) 事業費	9,267,992	
(2) 本部費	18,551	9,286,543
本来業務事業利益		630,265
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		744,221
2 事業費用		757,304
附帯業務事業損失		13,083
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		318,286
2 事業費用		769,938
収益業務事業損失		451,651
事業利益		165,531
II 事業外収益		
受取利息	902	
その他の事業外収益	13,408	14,309
III 事業外費用		
支払利息	108,417	
その他の事業外費用	16,669	125,086
経常利益		54,755
IV 特別利益		
固定資産売却益	-	
その他の特別利益	-	-
V 特別損失		
固定資産除却損	-	
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益		54,755
法人税・住民税及び事業税	321	
法人税等調整額	-	321
当期純利益		54,434

様式5

様式5

法人名 社会医療法人駿甲会

※医療法人整理番号	00588
-----------	-------

所在地 静岡県焼津市大覚寺2丁目30番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

当法人は、令和6年度において▲851,283千円の経常損失を計上し、債務超過の状態が継続しております。また、取引金融機関からの借入金元本返済については、現在も返済猶予を受けております。このように、財政状態および資金繰りの面で不確実性を内包しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在していました。

しかしながら、当法人は令和7年3月25日に経営改善計画を策定し、収益構造の改善、費用削減、診療体制の見直し等の施策を進めてまいりました。その結果、令和7年度の経常利益は、計画値▲51,039千円に対し、実績54,755千円と黒字転換を達成し、計画を大幅に上回る改善を示しました。

資金面においても、現預金残高は期首213,021千円から期末456,087千円へと増加し、約2倍となりました。借入金元本返済は引き続き猶予中であるものの、自己資金のみで事業運営が可能な水準に回復しております。

一方で、債務超過の状態はなお継続していることから、当法人は引き続き取引金融機関との協調のもと、財務基盤の強化および事業の安定運営に取り組んでまいります。

以上の状況を総合的に勘案した結果、現時点において、当法人の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は認められないものと判断しております。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法を採用しております。

その他の有価証券：

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額はすべて純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しているほか、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当会計年度負担分を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理において、固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益としております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

(単位：千円)

	金額
土地	1,388,367
建物	2,806,648
計	4,195,015

(2) 担保に係る債務

(単位：千円)

	金額
短期借入金	895,802
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	6,248,742
計	7,144,544

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

1 1 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理をしたファイナンスリース取引

(単位：千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	32,681	8,840
車両及び船舶	164,385	68,999
その他の器械備品	74,909	26,853
計	271,975	104,691

(2) 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 7,026,575千円

監事監査報告書

社会医療法人駿甲会
理事長 甲賀美智子 殿

私たちは、社会医療法人駿甲会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

監査にあたり、監事は理事会議事録、重要な決裁書類、会計帳簿および関連資料の閲覧を行い、理事および関係職員から必要な説明を受けました。さらに、業務執行の状況について適宜ヒアリングおよび実地確認を行い、財務諸表の作成過程および会計処理の妥当性について検討しました。これらの方法により、業務および財産の状況を監査しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載を合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 16 日

社会医療法人駿甲会

監事

増田 洋

監事

野 又 弘

独立監査人の監査報告書

令和8年6月15日

社会医療法人 駿 甲 会
理事会 御 中

監査法人 長 隆 事 務 所

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 長 隆
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 実 貴 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人駿甲会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相

違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は1,161,632千円の債務超過となっており、一部の借入金に付されている財務制限条項に抵触している状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上